

# 集中豪雨災害被害者の皆さまへ

このたびの浅野川の水害により、被害を受けられました皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

つきましては、当金庫では、災害救助法が適用された石川県金沢市内の被災者の皆さま（当該地区に居住、勤務、事業所等を有する方）に対する金融上の措置を次のとおり取扱い致します。

1. 預金証書、通帳を紛失した場合でも、預金者であることが確認できれば払戻しができます。
2. 届出の印鑑のない場合には、拇印にて払出しができます。
3. ご事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しができます。また、これを担保とする貸付もできます。
4. 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができるよう配慮致します。
5. 災害時における手形の不渡処分についてできる限り配慮致します。
6. 汚れた紙幣の引換えを致します。
7. 国債を紛失した場合のご相談をお受けします。
8. 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を致します。

詳しくは当金庫本支店窓口までご相談ください。